

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和7年度一般会計予算における収入見込み及び社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 270,000 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 3,100,647 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名		経費	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉		千円	千円	千円
	障害者福祉事業	824,794	219,970	38,469
	高齢者福祉事業	179,222	131,108	22,928
	児童・母子福祉事業	775,666	200,429	35,052
	その他事業	38,061	33,753	5,903
	小計	1,817,743	585,260	102,352
社会保険	介護保険事業	380,177	349,968	61,204
	国民健康保険事業	199,529	90,603	15,845
	国民年金事業	112		
	小計	579,818	440,571	77,049
保健衛生	医療対策事業	600,642	433,826	75,869
	疾病予防対策事業	70,676	64,597	11,297
	健康増進対策事業	31,768	19,632	3,433
	小計	703,086	518,055	90,599
合計		3,100,647	1,543,886	270,000

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。